

高知市客引き行為等の禁止に関する条例をここに公布する。

令和8年10月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市条例第83号

高知市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が公共の場所を安全かつ安心して通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。
- (3) 地域団体等 別表に定める禁止区域（以下「禁止区域」という。）を活動範囲に含む、飲食又は商店街の振興に関する団体等をいう。
- (4) 公共の場所 道路、広場、公園、駅その他の不特定多数の者が自由に通行し、又は出入りすることができる場所をいう。
- (5) 客引き行為等 公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。
 - ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手を特定して、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるように誘う行為をいう。
 - イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、公共の場所において相手方を待つ行為をいう。
 - ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、高知県、高知県警察その他関係行政機関及び地域団体等と連携し、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関する必要な施策を実施するものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第4条 市民等及び事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業者に対し、客引き行為等の禁止等に関する指導、監督等を行うよう努めるものとする。

(地域団体等の責務)

第5条 地域団体等は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進するよう努めるものとする。

(禁止区域における禁止行為)

第6条 何人も、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(指導、勧告及び命令)

第7条 市長は、前条の規定に違反していると認められる者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該行為を中止するよう勧告することができる。

3 市長は、前項の勧告に従わない者に対し、当該行為を中止するよう命ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表

することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該違反者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（土地等の提供者への通知）

第9条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

（関係機関等への協力要請）

第10条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めたときは、警察その他の関係機関、事業者等又は地域団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

（関係行政機関への情報提供）

第11条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に際して知り得た情報を、警察その他の関係行政機関に対し、提供することができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第13条 第7条第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

（両罰規定）

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条及び別表の規定 令和8年10月23日

(2) 第7条から第9条まで、第13条及び第14条の規定 令和9年4月1日

別表（第6条関係）

禁 止 区 域
帯屋町、追手筋、廿代町及び永国寺町の全部並びに本町一丁目1番及び2番、本町二丁目1番、本町三丁目1番及び2番、はりまや町一丁目1番から3番まで、はりまや町二丁目1番及び2番、はりまや町三丁目1番及び2番、新本町一丁目1番及び2番、新本町二丁目1番から3番まで、北本町二丁目8番から10番まで並びに栄田町二丁目1番から4番までの区域並びにこれらの区域に接する道路の区域